

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 46 号

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 通勤手当に関する規則 (昭和 33 年岩手県人事委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第 29 条第 1 項又は給与等条例第 24 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届 (様式第 1 号) により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 職員は、前項第 3 号に掲げる変更により、給与条例第 29 条第 1 項又は給与等条例第 24 条第 1 項の職員でなくなった場合には、その旨を記載した書面により速やかに任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿 (様式第 2 号) に記載するものとする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第 29 条第 1 項又は給与等条例第 24 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届 (様式第 1 号) <u>又は電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)</u> により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 職員は、前項第 3 号に掲げる変更により、給与条例第 29 条第 1 項又は給与等条例第 24 条第 1 項の職員でなくなった場合には、その旨を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>により速やかに任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿 (様式第 2 号) に<u>記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 20 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 11 条 給与条例第 28 条第 1 項及び給与等条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、扶養親族届 (様式第 1) により行うものとする。</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 給与支給権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿 (様式第 2) に記載するものとする。</p>	<p>第 11 条 給与条例第 28 条第 1 項及び給与等条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、扶養親族届 (様式第 1) <u>又は電磁的方法</u>により行うものとする。</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 給与支給権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿 (様式第 2) に<u>記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。</u></p>

3 [略]	ものとする。 3 [略]
-------	-----------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 住居手当に関する規則(昭和49年岩手県人事委員会規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第5条 新たに給与条例第28条の5第1項又は給与等条例第23条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第1号)により、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿(様式第2号)に<u>記載する</u>ものとする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第5条 新たに給与条例第28条の5第1項又は給与等条例第23条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第1号)<u>又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)</u>により、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出すること<u>(電磁的方法により提出する場合を含む。)</u>をもって足りるものとする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿(様式第2号)に<u>記載し、又は電磁的方法により記録する</u>ものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。